

向日市 広報

まちのうごき

(4月1日現在)	(3月中)	
世帯数 14,763世帯	生れた人 96人	
人口 49,338人	亡くなった人 16人	
男 24,518人	転入した人 605人	
女 24,820人	転出した人 732人	



長尾好高ちゃん



花山舞子ちゃん



咲本真伸ちゃん(中央)とお友だち



健やかに育ってほしい

五月五日は「こどもの日」。この日から一週間、児童福祉週間が実施されます。現今のめまぐるしく変動する社会経済情勢のなかで児童をとりまく社会環境は、ますます複雑化し、ややもすると児童の権利が侵害されつつあります。児童がより幸せな生活がおくれるよう基本的には生活の場である家庭がその育成の基盤であることを再確認し、すべての児童が正しい愛情で育てられることが大切です。市でも、次代の社会をなす児童の健全な育成を願って諸制度を実施し、児童福祉行政に力をそそいでいます。五月晴れの空に、いきいきと泳ぐこいのぼりのように、児童が健やかに育ってほしいというのは、家庭のみならず、市やみんなの共通の願いなのです。

児童福祉の理念
すべての国民は、児童が心身ともに健全に育成されるように努め、その生活が保障され愛護されなければならない。
(児童福祉法第一条)



中村礼人ちゃん



横本諭嗣ちゃん



平井健太ちゃん



広井康彦ちゃん



久保川篤ちゃん

次代をになうこども達のために



市では、次代の社会をなす児童の健全な育成を願って、次のような制度を実施しています。

- せび、ご活用ください。
- 向日市児童福祉手当
- 義務教育終了前の児童を含む三人以上の児童を養育している方のうち、所得が1パーのため児童手当の支給を受けていない人、児童の両親または、そのどちらかが死亡、離婚などで欠けている児童を扶養している人、心身に障害のある(中度以上)児童を扶養している人に支給されます。
- 児童手当
- 18歳未満のお子さんが三人以上いる場合、第三子以降のお子さんに対し、義務教育が終了するまで児童手当が支給されます。ただし、前年の収入が、決められた額を超えると、対象外になります。
- 児童扶養手当
- 父が死亡したり、父母が離婚した母子世帯、または父が身体障害や長期の病気で父といっしょに生活することができない児童などを扶養している人に支給されます。ただし、国民年金、厚生年金などの公的年金を受けることのできる人は支給されません。
- 母子家庭奨学金
- 満20歳未満の児童を扶養している母子家庭の幼児、小学生、中学生および高校生に対して支給されます。

※右記の制度の窓口は、いずれも市社会福祉課(内線二六八)です。
この他にも、市では、児童のための諸制度を数多く実施しています。詳しくは「向日市民手帳」をご覧ください。